

令和7年度

宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

宜野湾市 市民経済部 産業政策課

## 1. 趣旨

この要領は、宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託（以下、「事業」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものである。

## 2. 事業実施の背景及び目的

沖縄県の一人当たりの県民所得は、全国平均の7割程度で低水準にあるほか、女性の非正規雇用の割合は53.7%で、男性の26.2%と比較すると2倍以上に上っている現状がある。

また、国では、「女性デジタル人材育成プラン」を策定し、就労に結びつくデジタルスキルの習得支援及び柔軟な働き方を可能とするデジタル分野への就労支援の両面から、女性のデジタル人材育成を推進している。

本事業では、市内在住の求職中の女性や、育児や介護等により就労に制約がある女性を対象に、社会で幅広く活躍できるデジタル分野のスキルを習得する機会を設け、女性デジタル人材を育成するとともに、習得したスキルを活かした就労を支援することを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結の日～令和8年3月23日

## 4. 提案上限額

委託料：4,513,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

## 5. 委託業務内容

令和7年度 宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託仕様書のとおり

## 6. 応募要件

- (1) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本事業の公告日から契約締結の日までの間において、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和 60 年訓令第 9 号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (8) 市町村税の滞納がないこと。
- (9) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

※コンソーシアム（共同企業体）の場合、コンソーシアムの中に幹事企業を 1 者置き、当該コンソーシアムの全ての構成員が上記（1）～（9）及び下記①②の要件を満たしていること。

- ①コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- ②コンソーシアムの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと。

## 7. 提出書類等

### (1) 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式第 1 号）・・・8 部（正本 1 部、写し 7 部）
  - (イ) 企画提案書（下記（2）参照）・・・8 部
  - (ウ) 会社概要及び業務実績（様式第 2 号）（※1）・・・8 部
  - (エ) 事業実施体制（様式第 3 号）・・・8 部
  - (オ) 見積書（様式第 4 号）・・・8 部（正本 1 部、写し 7 部）
  - (カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1 ※2）・・・1 部
  - (キ) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近 2 期分）（※1）・・・1 部
  - (ク) 市町村税完納証明書（事業所在地の市町村で発行）（※1 ※2）・・・1 部
  - (ケ) コンソーシアム（共同企業体）協定書（様式第 5 号）（※3）・・・1 部
- ※1 コンソーシアム（共同企業体）で応募する場合、構成員ごとに提出。  
※2 発行から 3 か月以内のものに限る。  
※3 コンソーシアム（共同企業体）で応募する場合のみ提出。

### (2) 企画提案書について

書式は日本工業規格 A 4 横書き片面刷りとし、以下の内容を記載すること。  
なお、企画提案書は 20 枚以内に収めること。

- (ア) 本市や沖縄県の現状及び課題を踏まえた上での事業の必要性

- (イ) 習得できるデジタルスキルの設定および理由等
- (ウ) デジタル人材育成講座の内容
- (エ) 就労相談、就労支援の実施方法
- (オ) 募集方法及び参加者へのサポート体制
- (カ) 次年度以降の宜野湾市女性デジタル人材育成事業に向けた展開方法
- (キ) 事業実施スケジュール
- (ク) その他上記以外で事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、理由も含めその内容

(3) 見積書について（様式第4号）

対象経費等は、令和7年度 宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託仕様書の『5.対象経費』を参照すること。

(4) 書類の提出について

提出方法：持参又は郵送

提出期限：令和7年5月9日（金）17:15 必着

提出先：〒901-2710

宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 市民経済部 産業政策課

担当：雇用企業係 塩川、喜屋武

TEL：(098) 893-4411（内線 2811）

FAX：(098) 893-4410

E-Mail：shimin07@city.ginowan.okinawa.jp

(5) 質問の受付について

本事業について質問がある場合は、質問書（様式第6号）に記載の上、上記提出先へE-mail又はFAXにて提出し、送信後到達確認の電話連絡をすること。回答は市ホームページ及びE-mailにて行う。

質問受付期間：公告日～令和7年4月25日（金）17:15 まで

## 8. 審査基準等

提出された企画提案書等については、宜野湾市女性デジタル人材育成事業受託候補者選定委員会において以下の視点で審査を行う。審査にあたっては、プレゼンテーションを実施するものとし、応募者に対して開催日時等を事前に通知する。

なお、応募者多数の場合は、宜野湾市女性デジタル人材育成事業受託候補者選定委員会において書類審査により4者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。また、応募者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施する。

評価項目	評価内容
企業の実績	同種又は類似の業務実績があり、適切な経験及び実績を有しているか。

事業の趣旨	本市や沖縄県の現状及び課題を把握し、事業の必要性や趣旨を理解しているか。
事業実施体制	事業の実施体制は適切であるか。
企画内容	目指すデジタル人材に必要なとされるスキルの設定の適格性等。
	設定したスキルを習得するための効果的な講座内容であるか。
	募集方法及び参加者に対するサポート体制が適切か。
	就労につなげるための就労相談、就労支援の実施方法が適切か。
	次年度以降の宜野湾市女性デジタル人材育成事業に向けた検証、評価、分析方法が適切か。
実施スケジュール	実施スケジュールは現実的で無理のないものとなっているか。
その他、自社の優位性等	その他自社独自提案の内容は事業の目的に沿った効果的なものか。
	見積金額に縮減がみられるか。
	企画提案者が市内事業者であるか。

## 9. 受託候補者の選定

8. の審査の結果に基づき、次のとおり受託候補者を選定するものとする。

- (1) 各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
- (2) 上記(1)において、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
- (3) 上記(2)において、各委員の合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、委員長によるくじ引きで選定する。
- (4) 上記(1)から(3)にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。

## 10. 契約の締結

第1順位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、本市と第1順位者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げてその者と協議を行い、委託契約を締結する。

## 11. 選定結果の通知及び公表

受託候補者決定通知と併せて、二次審査に参加した応募者全員に順位を記載した選定結果を文書にて通知する。また、受託候補者との契約締結後、市ホームページにて公表する。

## 12. 選定スケジュール（予定）

公募及び質問受付開始	4月21日（月）
質問受付締め切り	4月25日（金）
質問に対する回答	5月1日（木）
書類提出締め切り	5月9日（金）
一次審査結果通知	5月16日（金）
プレゼンテーション審査（二次審査）	5月26日（月）
二次審査結果通知（受託候補者決定通知）	5月27日（火）以降

## 13. 留意事項

- (1) 効果的に事業を実施するため、事業内容（実施体制、金額等）について、本市と受託者において協議し、修正する場合がある。
- (2) 受託候補者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (3) 受託候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、本市と協議して進めていくものとする。したがって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 企画提案等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし、審査対象から除外する。
- (6) プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、総括担当者は原則出席すること。